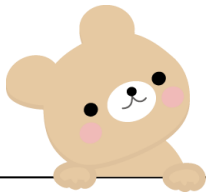


令和4年度八雲町保育所等利用案内 (子ども・子育て支援新制度 2号・3号認定用)

子ども・子育て支援新制度での保育の利用に関する手続きや書類等について重要なことを記載しています。内容をよく読んで、申請をしてください。また、この案内はお手元に保管してください。



目 次

- 1 教育・保育給付認定の申請、利用の申請（入所申込）について・・・P. 2
- 2 申請に必要な書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 4
- ★ 重要 マイナンバー制度について
- 3 保育料（利用者負担金）について・・・・・・・・・・・・・・・・P. 5
- 4 保育時間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 6
- 5 延長保育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 7
- 6 注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 7

別紙 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書の記入上の注意



1. 教育・保育給付認定の申請、利用の申請（入所申込）について

（1）概要

新制度での保育の利用については、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。教育・保育給付認定申請（兼入所申込）に基づき、30日以内に八雲町から支給認定証・利用承諾通知書を交付します。

※ ただし、令和3年度からの継続利用及び令和4年4月以降利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、募集期日までに提出された教育・保育給付認定申請の結果は、令和4年2月頃に送付します。

申込受付順ではなく、保育を必要とする状態の高い方から順次定員まで入所児童を決定しますので、あらかじめご了承ください。

（2）教育・保育給付認定の分類

2号及び3号認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」「保育短時間」に分類されます。

「保育標準時間」は、1日11時間以内の枠の中で、必要とする保育を利用できます。

「保育短時間」は、1日8時間以内の枠の中で、必要とする保育を利用できます。

■教育・保育給付認定の種類と年齢別クラス

教育・保育給付認定区分	実施年齢	生年月日
2号認定 ＜保育標準時間・保育短時間＞	5歳児	H28.4.2～H29.4.1
	4歳児	H29.4.2～H30.4.1
	3歳児	H30.4.2～H31.4.1
3号認定 ＜保育標準時間・保育短時間＞	2歳児	H31.4.2～R2.4.1
	1歳児	R2.4.2～R3.4.1
	0歳児	R3.4.2～受入保育月齢

■保育必要量の認定と有効期間 ※次ページの表をご確認ください。

【申請資格】

- ・保護者が保育を必要とする理由（1～9）のいずれか一つに該当すること
- ・お子さんが集団保育可能であること
- ・障がいやアレルギーがある等で特別な配慮を必要とするお子さんについては、申請前に役場へご相談ください。



保育を必要とする理由		必要量の 認定区分	認定の有効期間 (利用期間)
1	就労 ・月48時間以上の就労を常態	保育短時間	最長で小学校就学前まで
2	就労 ・月120時間以上の就労を常態	保育標準時間	最長で小学校就学前まで
3	妊娠中・出産後	保育標準時間	出産予定日の2か月前から、出産の後2か月まで
4	保護者の疾病、障がい等 ・医師の診断書で確認 ・治療や入院が1か月以上必要	保育標準時間 または 保育短時間	療養を必要としなくなるまで
5	同居親族の常時介護・看護 ・医師の診断書や各障がい者手帳 等で確認 ・治療や入院が1か月以上必要	保育標準時間 または 保育短時間	介護や看護を必要としなくなるまで
6	求職活動	保育短時間	利用開始後3か月以内 期間中に就労(予定)証明書を提出した場合は継続利用可能となり、期間は最長で小学校就学前まで
7	震災・風水害・火災等の災害復旧	保育標準時間	保育が必要な期間
8	虐待や配偶者等からの暴力のおそれがあるとき	保育標準時間	保育が必要な期間
9	就学	保育標準時間 または 保育短時間	通学期間中

※育児休業中である場合、お子さんはご家庭で保育ができるため、原則として利用申請できません。ただし、既に保育所を利用しているお子さんについては、児童福祉の観点から継続利用が必要と認められる場合がございますので、役場へご相談ください。

※保護者が家庭で保育できる場合、保育認定できません。また、「集団生活を経験させたい」「下の子どもの育児に手がかかる」「家事手伝い」は保育を必要とする理由にあたりません。



2. 申請に必要な書類について

必要な書類		注意点
1	「施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書（兼入所申込書）」	「記入上の注意」をよくお読みいただき、ご記入ください。
2	保育が必要なことを証明する書類	世帯の状況により必要な書類が異なるため、次表をご確認ください。
3	誓約書	

☆保育が必要なことを証明する書類☆

※保護者等の状況ごとに必要な書類を提出してください。

※証明書類の提出がない場合、求職中と同様（認定有効期間が3か月）の取り扱いとなります。

保護者等の状況	必要な書類
雇用されている方	「就労証明書」 ※雇用主による記入・証明となります。 ※就労先が複数ある場合、それぞれの雇用主による証明が必要です。
雇用が内定している方	「就労証明書」 ※雇用主による記入・証明となります。
自営業の方	「就労証明書」 ※事業主（代表者）による記入・申告となります。
産前産後	「妊娠出産申立書」 ・母子手帳の写し（保護者氏名欄及び出産予定日欄）を添付
保護者に疾病・障がいがあるとき	「診断書」
介護や看護をしているとき	「介護・看護申立書」 ・医師診断書、障がい者手帳等証明できるものを添付
災害復旧をしているとき	「災害復旧申立書・証明書」
求職活動をしているとき	「求職活動申立書」
就学しているとき	「就学（就学予定）申立書」 「就学（就学予定）申立書[職業訓練等]」 ・カリキュラム ・在学証明書、合格通知等
その他の理由	「家庭状況申立書」 ・家計の主宰者の失業の場合…雇用保険受給者証（離職票）を添付 ・配偶者が単身赴任中の場合…赴任先居住地の賃貸借契約書を添付 ・離婚調停中の場合…裁判所の呼び出し状、事件係属証明書のうちいずれかを添付 ・配偶者が拘禁中の場合…収監証明書、拘留通知書、在所証明書のうちいずれかを添付 ・DV保護法による保護命令を受けている場合…裁判所の保護命令、配偶者暴力支援センターの証明書のうちいずれかを添付

★重要★

マイナンバー制度について

マイナンバー制度の運用が平成28年1月1日より開始されており、子どものための教育・保育給付の申請においても、保育料（利用者負担金）の算定のためにマイナンバー（個人番号）を記載することが必要となります。「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（兼入所申込書）」に世帯全員のマイナンバー（個人番号）を記載してください。

また、「マイナンバー（個人番号）の確認」が必要となりますので、申請書を提出の際は、世帯全員の個人番号カードまたは通知カード及び窓口に来られる方の本人確認書類をお持ちください。（令和2年5月31日以降に住所変更している場合は個人番号通知カードでは個人番号を証明できません。）

*本人確認書類として、運転免許証など顔写真付きのものが必要となります。なお、写真付身分証明書の提示が困難な場合は、国民健康保険、健康保険、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書等のうち2点の提示が必要です。

3. 保育料（利用者負担金）について

（1）決定方法について

- ・保育料は、父母の市町村民税所得割課税額の合計額、お子さんの教育・保育給付認定区分、きょうだいの状況等によって八雲町が設定した階層区分に応じて決定します。

（2）保育料（利用者負担金）について

- ・保育料は4月と9月に前年度・当年度の市町村民税所得割課税額により見直します。
- ・住民税が未申告の方は、保育料が最高階層（最高額）となる場合があります。収入がない方であっても、必ず住民税の申告をおこなってください。
- ・月の途中で利用開始または利用を止めた場合は、保育料が日割りとなります。
- ・障がい者がいる世帯は、保育料が軽減される場合があります。障がい者手帳のコピーを提出してください。
- ・世帯の負担能力に著しい変化が生じ、保育料の支払いが困難となる等の場合には、負担軽減をおこなえることがあります。申請を希望する場合は、役場窓口へお申し出ください。（育児休業や自己都合退職、転職等は軽減対象となりません）

（3）保育料無償化について

- ・3歳児クラス以上のお子さんの保育料が無料になります。（給食費は別途実費徴収）詳しくは町ホームページをご覧ください。役場児童係までお問い合わせください。

(4) 支払方法

《保育所の場合》

次の2種類の支払方法のうちどちらかにより納付してください。各月の納期限までに納付がない場合、督促状や催告書の送付のほか、財産の調査(金融機関や勤め先への照会等)や差押え等の滞納処分を行うことがあります。

①納入通知書による納付

納付期日までに、金融機関にて納付してください。

②口座振替による納付

納付期日に合わせて、指定口座から引き落とします。

【口座振替可能な金融機関一覧】

北洋銀行、渡島信用金庫八雲支店、北海道労働金庫本店・各支店

新函館農業協同組合八雲支店、八雲漁協、落部漁協、郵便局(ゆうちょ銀行)

《認定こども園の場合》

園へ納付してください。納付方法については直接園にお問い合わせください。

4. 保育時間について

- 「保育標準時間」「保育短時間」のどちらの区分で認定されるかによって、利用できる時間帯が異なります。
- 保育時間(8時間)は、「保育短時間」認定のお子さんの利用可能な時間帯で、おおむね児童全員がそろって保育を受ける時間帯です。
- 保育時間(11時間)は、保育時間(8時間)を含む11時間で、「保育標準時間」認定のお子さんの利用可能な時間帯です。
- 保育時間帯は、各保育所で異なります。8ページに各園の保育時間を記載していますので、参考にしてください。

5. 延長保育について

「保育短時間」認定のお子さんは、保育所が定める保育時間（8時間）を超える前後の時間帯を利用する場合は「延長保育」となり、保育料とは別に、延長保育料等をご負担いただきます。（1時間 200円）

（1）事前申し込み

延長保育を利用する予定の方は、事前に保育所へお申込みください。利用にあたっては、保育所の承諾が必要です。

（2）利用にあたっての注意事項

事前の申し込み内容に合わせ、園では職員配置等の保育実施のための準備をおこなうことから、申し込み後、実際の利用がなくても延長保育料等をご負担いただきます。

6. 注意事項

- （1）お子さんに障がいやアレルギーがあるなど、保育所において特別な配慮が必要な場合は、申請前に役場へご相談ください。
- （2）小学校就学前であっても、下記の場合には退所していただくことがあります。
 - ①他の児童に悪影響を及ぼす伝染性疾患等がある場合
 - ②その児童が通園に堪えられない場合
 - ③自己都合による長期欠席（通常は1カ月以上）
 - ④保護者が提出された保育の必要性を証明する書類に虚偽の申告がある場合
- （3）八雲町が指定する期日までに必要な報告や書類を提出しない場合、または虚偽の報告や虚偽の書類の提出をしたり、職員からの質問に対して答弁しなかったり虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処します。【八雲町保育の必要性の認定に関する条例より】
- （4）八雲町は、教育・保育給付認定された子どもや保護者の氏名等が変更したとき、または転出等で教育・保育給付認定の取消をするとき等、必要がある場合に支給認定証の提出又は返還を求め、保護者がこれに応じないときは、10万円以下の過料に処します。【八雲町保育の必要性の認定に関する条例より】

認可保育所・認定こども園一覧

園名	運営	場所	連絡先	定員	開所時間	閉所時間	保育短時間 (最大 8 時間)	保育標準時間 (最大 11 時間)
国の子保育園	社会福祉法人 仏子会	栄町 12-1	(0137) 63-2372	90 人	7:30	18:30	8:30~16:30	7:30~18:30
なかよし保育園	社会福祉法人 出雲会	相生町 98	(0137) 62-3361	90 人	7:00	18:00	8:30~16:30	7:00~18:00
あかしや保育園	社会福祉法人 立栄会	落部 867	(0137) 67-2707	50 人	7:30	18:30	8:30~16:30	7:30~18:30
認定こども園 八雲マリア幼稚園	学校法人 函館カトリック学園	東町 19	(0137) 62-2267	保 45 人	7:15	18:15	8:00~16:00	7:15~18:15
八雲町立 くまいし保育園	八雲町	熊石 鳴神町 218	(01398) 2-3553	30 人	7:30	18:30	8:00~16:00	7:30~18:30

第 1 希望の保育施設を利用できない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。



認定こども園とは、教育施設と保育施設を兼ね備えた施設で、満3歳以上の場合は、教育標準時間認定と保育認定のどちらかを選択することができます。教育標準時間認定のお子さんも、保育認定のお子さんも、同じ教室・課程で生活します。